

平成23年4月 1日策定

平成27年1月20日更新

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社会福祉法人城陽市社会福祉協議会

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険料免除など、就業規則上内の規定の周知及び制度の情報提供を行う。

<対策>

- 平成27年4月～ 育児・介護休業規程の周知・法に基づく諸制度(改正等)の調査
- 平成29年4月～ 制度に関する広報誌の作成・配布などによる職員への周知

目標2：年次有給休暇の計画的取得を促進する。

<対策>

- 平成27年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 平成29年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する